

減価償却資産の耐用年数に関する基準

(目的)

第1 この基準は、公益社団法人全国柔道整復学校協会学校運営改善等事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第21第3項のただし書きに規定する、減価償却資産の耐用年数に関して必要な事項を定める。

(耐用年数)

第2 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「大蔵省令」という。）（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、別表のとおり定める。

なお、別表に記載されていないものについては、大蔵省令の例による。

2 設置者は、耐用年数の区分により各品目別の対象年数を設定することとする。

3 個人立等の養成学校で税務処理が必要な場合、前項の耐用年数によって処理することにより税務上の耐用年数（大蔵省令）を超える場合は、大蔵省令を基準にし、処理することができる。

(償却の方法)

第3 償却の方法については、定額法を原則とする。ただし、従前から定率法で処理している場合については、定率法でも差し支えない。

(耐用年数の起算)

第4 耐用年数の起算については、研究助成事業で取得した年度の翌年度から起算する。

附 則

1 この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表

種類	構造又は用途	名称等	年数
器具及び 備品	測定機器	各種計測器	5年
	光学機器	デジタルカメラ、ビデオデッキ	5年
	事務機器	パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	4年
ビデオソフト、パソコンソフト等			5年